

獨立すると、并に統治上繁冗を省き、國家經濟上節約を主とし、東清鐵道の商業的獨立を期し、以て特別歳出入豫算を成立せしむるにあり、次に太守は本條例の編成を輕易ならしむる爲め、之れを二部に分つの必要を認め、軍制に關する部は、現行の軍管組織を只大總督府内に總括するを以て足れりとなすが故に、左程困難の業にあらず、結局大總督府を、黒龍江沿道及關東の兩軍管區に分ち、關東軍管内に滿洲及東清鐵道沿道に配屯せられたる軍隊を編入するに止まるのみ、又行政部は非常に錯雜せるを以て、大總督管内に於ける廣漠たる地方萬般の需求を成可く満足せしむる事に盡力せざるべからざることを述べぬ、アレキシーフは、將來大總督府條例の基礎として、數事項を示定し、以て本會を閉會せり、

露國太平洋艦隊所屬運送艦カムチアダールは、從來韃靼海峽を経て、ニコライエフスク港に達する南水路より、一層便利なる新水路を黒龍江口に探検すべき命令を受け、露曆七月十二日太平洋水路探検隊長シ・エ・シタンコ大佐を塔乗してウラヂボストク港を出帆し、ニコライエフスクに航行し、同地に於て黒龍江水路第四區長官技師チウビンスキイ氏と會し、四月二十日より其任務たる

黒龍江新水路發見

新水路の探検に着手し、諸所に標識を排置せし後、オホーツク海に出で再びニコライエフスク港に歸航し、同三十日同地に於て十八晝夜を支持すべき食料を積載し、吃水十二尺の船体を以て全速力にて河流船ブラゴベシチエンスクを追跡して、黒龍江を廻り、九百四十露里の航程を故障なく航行し、露曆八月三日ハ・ロフスク府官設埠頭に繫着し、同地官民より盛大なる歓迎を受けたり、該探検隊主要の任務たる北水路探究の結果は、平水に於て、十八呎の吃水を有する船舶は、優に通航するを得べく、唯三百サーゼンの延長に亘る一箇所が、十三呎の水深を有するを以て、該砂灘を浚渫すれば、黒龍江口に大汽船の出入と毫も障碍なきことを確め、黒龍江沿道總督スポーチ、中將は直ちに電報を以て通商航海及び商港局總裁アレキサンドル・ミハイロウイチ太公殿下に、前記の結果と砂灘削除の方法に關し意見を上申せり、抑も韃靼海峽及黒龍江附近は水深極めて淺く、船舶の航行に適する水路甚だ狭少なりとし、世に航海の難所と稱せられ、曾て大船巨舶の航行することなかりしが、同艦探検の結果前記の如く有望なる新水路の發見ありしを以て、今後江口に於ける砂灘の浚渫を見るの日は、黒龍江流域に於ける通商航海等及び軍事上に及ぼす影響多大なる

露國の新要求

嚮きに露國は七箇條の撤兵條件を清國に呈出し、列國の抗議に會して之れを撤回せしが、露國駐清公使は吉林及び黒龍兩省撤兵延期に關し、新たに左の條件を清國に要求せり、

- 一 牛莊、鳳凰城、沙窩子、遼陽の四箇所は即時に撤兵し、吉林、伊通州、寬城子、沒沙子、陀頼昭の五箇所は四箇月後に撤兵し、寧古塔、阿什喀、齊々哈爾、海拉爾の四箇所は一年後に撤兵すべきこと、
- 二 松花江沿岸に碼頭を開設し、露國専用の電線を架設し、憲兵を以て之れを守護すること、
- 三 齊々哈爾よりブラゴベシチェンスクに達する街道は、露兵を以て守護すること、
- 四 滿洲の地は如何なる名義を以てするも、他國に割讓又は租借すべからざること、
- 五 露清銀行の支店は支那兵を以て守護し、之れが經營は露清銀行より支拂ふこと、

經東駐在武官

清國と滿洲問題

六 滿洲に於ける露國貨物の輸入税は、現税率を超過すべからざること、

七 滿洲各口岸の檢疫事務は露國人の下に監理せしむること、

此新要求を耳にするや、我内田駐清公使は慶親王に會して、最後の決意を説明し、更に露國の撤兵延期に對し、峻嚴なる警告をなせり、是れより先き、我栗野公使は滿洲問題に關し、七月末以來、露國外相と直接談判を開始し居たるが、未だ其結果を見ずして、今回突如駐清露公使より新密約案を提起せしを以て、我國は一方に於て駐清内田公使をして厭まで反對の態度を執るべき様訓電せしものなりと云ふ、又之れと同時に直接に露國の意嚮を確むる爲め駐露栗野公使にも内訓を發せり、

極東大總督命令第五十八號露曆九月十五日付を以て、八月三十日の勅令により、清日韓三國に駐在する露國公使館附武官は、全然太守に直隸することゝなりしを以て、爾後該武官は該報告を太守に提致すると同時に、其寫を參謀本部に提出すべき旨を公布せり、

九月廿六日外務部摺鴻璣内田公使に會し、慶親王の意を傳へて、嚮きに公使が清廷になしたる熱心なる勸告を厚謝し、清廷は露國の新要求を承諾するの意

第三撤兵期
至る

日露交渉の
開始

滿洲の露兵

は更に無く、即ち露國には滿洲撤兵條約の規定通り、先づ撤兵を爲さなければ、何事も協議に應ずるを得ずとの書面を送りし旨を語り、尙ほ今後日本に信頼するの外なしと意中を打明せり、

千九百三年十月八日は實に露國が第三期の撤兵をなし、滿洲の地を清國に還附すべきの日なりき、しかも露國は第二期と同じく、依然撤兵をなさざりしのみならず、益々兵を滿洲の野に集め、續々軍艦を東方に回航せしめ、我に對して示威運動をなし、機を見て以て非望を遂げんと企てつゝあり、

是れより先き滿洲問題に關する談判地は、露國の希望によりペテルブルグより我東京に移され、十月三日を以て我小村外務大臣と露國公使ローゼン男爵との間に會見を始め、同月六日、八日、十四日、廿六日、三十日累次會議を續けり、而して其結果の未だ何邊に至るべきやを知らず、露にして一旦其非望を達せんか、清國の保全是全く破壊せられ、韓國の獨立亦危く、我國の運命また知るに難からず、之れ今日我國民を擧つて同問題の成行に注意する所以なり、

清國軍機所の最近調査によれば、滿洲三省に駐屯せる露國兵は總數九萬二千人にして、是れ即ち露清條約により十月八日迄に當然撤兵すべきものなりき

露國艦隊の
主力

と云ふ、

	盛京省	吉林省	黒龍江省
歩兵	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一四、六〇〇
騎兵	八、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇
砲兵	六、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇
工兵	一、〇〇〇	七〇〇	五〇〇
鐵道隊	八〇〇	七〇〇	五〇〇
計	三五、八〇〇	三一、四〇〇	二五、六〇〇

其他尙兵服を脱せる露兵約二萬人散在し居れりと云ふ、

最近の調査係る露國の極東に於ける艦隊の主力は左の如し(我浪速、高千穂以上を匹敵すべきもの)

戦闘艦	排水噸數	速力	
同	パレスウイット	一二、六七四	一八、〇
同	ボヒエタ	一二、六七四	一八、〇
同	ペトロパウロスク	一〇、九六〇	一六、八

同	ボルタリ	一〇、九六〇	一六三
同	セバストポール	一〇、九六〇	一七五
同	レトウギザン	一二、九〇二	一八〇
装甲巡洋艦	グロンボイ	一二、三五九	二〇〇
同	ロシア	一二、一九五	二〇〇
同	リウリツク	一〇、九三六	一八八
巡洋艦	バルラタ	六、七三一	二〇〇
同	ワリヤグ	六、五〇〇	二三〇
同	ボガツイル	六、六七五	二三〇
同	アイイヤナ	六、七三一	二〇〇
同	アスコルド	五、九〇五	二三〇
同	ノウイク	三、〇八〇	二五〇
同	ボヤーリン	三、二〇〇	二二〇
合計	一六隻	一四五、四四二	

右の外回航中のもの左の如し、

戦闘艦	オスラビヤ	一二、六七四	一八〇
同	セザンウ井ツチ	一二、九一二	一八〇
同	アレキサンダー三世	一三、五一六	一八〇
装甲巡洋艦	バヤン	七、七二六	二一〇
巡洋艦	オーロラ	六、七三一	二〇〇
合計	五隻	五三、五五九	

余は如何に露國が黒龍江の地方を略して、極東の地に出路を求め、更に日清戦役並に滿洲に於ける團匪の擾亂に乗じ、東三省の地を併呑して、渤海灣に出路を求めつゝあるの状態を、歴史的に叙述し終れり、過去二百六十年間如何に極東の地に飛躍を逞ふせしかは、次の數項によるも尙明白なり、

- 一 ポヤルコフが哈薩克兵を率ゐて、黒龍江に向ひしは、今を去る二百六十年前なり、
- 二 ハバロフが黒龍江探検の途に上りしは、二百五十四年前なり、
- 三 ムラビヨフが始めて黒龍江遠征の途に就きしは、今より四十九年前、
- 四 黒龍江左岸一帯及沿海州を併呑せしは、四十三年前、

- 五 樺太全島を合せしは、二十九年、
- 六 旅順口及び大連灣を租借せしは、今より五年前、
- 七 滿洲を一時占領せしは、今より三年前にして、今尙撤兵せず、之れが永久の占領を實現せんとつとめつゝあり、

黑龍江終

24/7/41

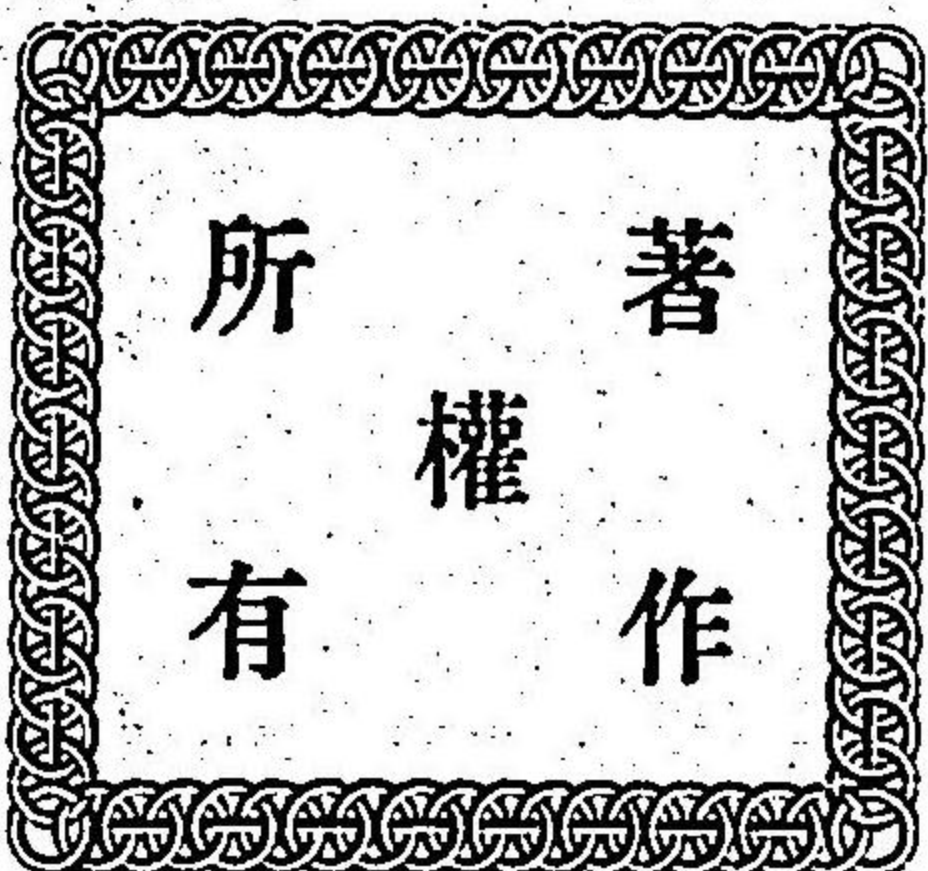
明治三十七年八月十七日印刷
 明治三十七年八月廿二日發行

日本歴史地理研究會御藏版

編者 堀田璋左右

發行兼印刷者 吉川半七
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

印刷者 成章堂
東京市神田區雉子町三十二番地



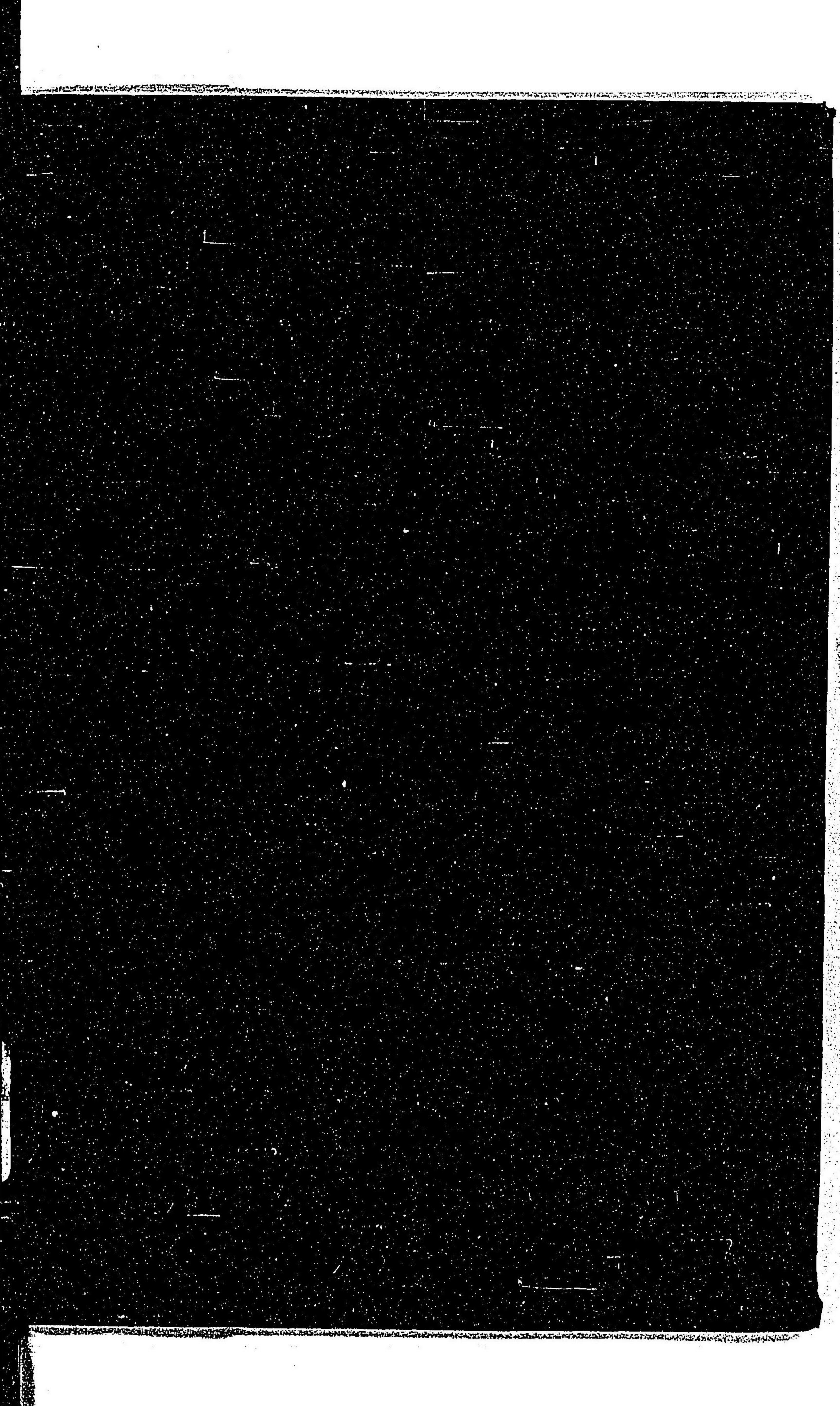
著作所有

發行所 東京馬橋區南傳馬町一丁目 吉川弘文館

發賣所 東京日本橋區三丁目 弘文館代理店 林平次郎

同 大阪東區南本町四丁目 弘文館代理店 積文社

78
45



78
45

026494-000-8

78-45

黑龍江

堀田 璋左右/編

M37

ADD-0155



